

国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と 生協との業務委託契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生活協同組合（以下「乙」という。）は、甲の国立大学法人への移行に当たり、これまで積み重ねてきた甲乙間の従前の関係を尊重し、今後の大学の福利厚生を充実させていくために、甲の構成員である学生・教職員（以下「学生等」という。）の福利厚生に係る業務の一部を乙に委託することに關し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が行うべき、学生等のための福利厚生の充実を図る目的をもって、次の各号に掲げる福利厚生業務（以下「本件業務」という。）を乙（乙は、甲を職域とし、学生等が結成し、運営する生活協同組合である。）に委託し、乙はこれを受託する。とりわけ、学生支援のための福利厚生は、大学が行うべき正課外の教育であり、正課の教育では代替できない固有の意義があるものであって、この意味でも乙の行う本件業務は、甲にとって不可欠のものであり、乙は、この観点からも甲に協力し誠実に責任を持ってこれを遂行するものとする。

- (1) 食堂業務
- (2) 購買業務
- (3) 住居・旅行等の各種斡旋及びサービス業務

2 甲は上記の外、福利厚生に係る新たな業務を乙に委託する場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、学生等に対する福利厚生の充実を継続的に目指し、乙は、その組合員のための生活の文化的経済的改善向上を図る諸活動を通じて、学生等の福利厚生の充実を目指すものである。

（乙の責務）

第2条 乙は、本件業務の実施に当たり、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行し、甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

2 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり、学生等の不利益となる行為をしてはならない。

3 乙が行う本件業務は、良質で低廉な飲食物・商品・サービス等を提供するものとする。

4 乙は、本件業務を運営する際にトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において解決を図るものとする。

5 本件業務実施のために乙が行う商取引の一切は、乙自らの名義において行うものとし、甲の名義を使用しない。

（物件の利用）

第3条 甲は第1条の目的に向けた本件業務のために、甲と乙が別に締結する「使用貸借契約書」に定めた土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の利用に供する。

2 前項の定めに關わらず、甲が定めた別記「取扱要領」に掲げた諸条件を乙が具備しない場合は、貸付料を徴収することができるものとする。

3 乙は、甲からの便宜供与の目的を受け止め、本件業務を誠実に責任を持って行う。また、乙は、甲が高等教育機関としての社会的使命を達成することは、自らの組合員である学生等の願いでもあるという認識に立ち、甲の高等教育機関としての社会的使命達成に積極的に協力するものとする。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等をしようとする場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間に於いて第1項の規定に定める以外の固定資産等を使用しようとする場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

(第三者の使用)

第4条 乙は、第三者に固定資産等の全部又は一部を貸与し、又は運営を委託することはできない。ただし、乙が直接運営することが当該業務の規模又は種類により困難であって、第三者に委託する方が能率的であり、かつ安価であると認められる場合は、甲の許可を得て、その一部を第三者に委託することができる。

(施設等の管理)

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって固定資産等を維持管理しなければならない。

2 甲の指定する固定資産等には、乙はあらかじめ甲の承認を得て、業務に必要な諸設備・什器・備品等を乙の負担において備えることができる。ただし、事情や内容等により甲乙協議の上、甲の負担において備えることがある。

3 甲が乙に貸与している固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行うことがある。

4 乙は、固定資産等の滅失、毀損を発見した時は、速やかにこれを甲に報告しなければならない。

(固定資産等の監督)

第6条 甲は、固定資産等について随時実地調査することができる。

2 乙は、前項の調査に必要な報告を甲から求められた場合、これに応じなければならない。

3 甲は、固定資産等の維持管理に関し適宜必要な指示をすることができ、乙は当該指示に従うものとする。

(業務日時等)

第7条 乙は、本件業務の種類・内容・業務日時等を日常的に甲に報告し、甲又は学生等に重要な影響を与える施策等を実施する場合には、事前に甲と協議し、乙が行う本件業務に甲の意向が反映するよう努めなければならない。

2 甲は、本件業務の種類・内容・業務日時等に関し甲が必要と認めた場合、その都度乙を指導することができるものとし、甲から乙への指導が行われた場合、乙はこれを真摯に受け止め誠実に対応するものとする。

(衛生管理等)

第8条 乙は、本件業務に従事する従業員の勤務態様、健康管理、就業並びに衛生管理等について関係法令を遵守すること。また、異常が判明したときは遅滞なく甲に報告するとともに、甲の管理運営及び本件業務の実施に支障を来さないよう万全を期するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、本件業務の運営に係る人件費、保健衛生費、被服費、光熱水料、原材費、通信費、その他本件業務に必要な経費を負担する。

(対価の不発生)

第10条 甲及び乙は、本件業務の実施に関し、本契約書に定める以外、名目の如何を問わず何らの金員も相手方に請求しない。

(報告等)

第11条 乙は、半年に1回ずつ、本件業務の内容、収支決算等を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の損益計算書等の決算に関する書類、その他の書類の提出を求めることができる。

(協議機関の設定)

第12条 甲及び乙は、学生等の福利厚生に関する事項及び関連する事項について、甲乙間で恒常的な協議の場を設定する。構成は、甲の総長又はこれに代わる者、乙の理事長又はこれに代わる者を含むものとする。また、必要に応じて、各レベルでの協議の場を設けるものとする。

(契約期間)

第13条 契約期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、甲、乙いずれからも何らの意志表示をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から向こう1か年の契約を更新したものとみなし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了においても同様とする。

(解除)

第15条 甲は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

(1) 乙に、本契約に違背する事実があったと甲が認めたとき

(2) 甲が、固定資産等を必要とすることになったとき

(契約終了時)

第16条 契約が終了した場合において、乙は甲に対し、固定資産等に改良のために投じた有益費その他の費用が現存している場合にあっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

2 契約が終了した場合、乙は甲の指定する期日までに固定資産等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、乙が、原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰する事由により固定資産等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条第2項による原状回復をした場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(協議)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成16年4月1日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 中村睦男 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生活協同組合
理事長 榎戸武揚 印

変更契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生活協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成16年4月1日付で締結した国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約（以下「原契約」という。）について、原契約書第18条に基づき、次の条項とおり変更契約を締結する。

第1条 原契約の一部を次のとおり変更する。

第3条 甲は、第1条の目的に向けた本件業務のために、別に定めた甲の所有する土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の使用に供する。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等及び第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間ににおいて第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

第5条

3 固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行なうことがある。

別記（第3条第2項関係）取扱要領「3.その他」を削除する。

第2条 前条は、平成22年4月1日から適用するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成22年3月31日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 佐伯 浩 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生活協同組合
理事長 太田 幸雄 印